

岡山県建築工事監理委託業務成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、岡山県土木部の所掌する建築工事の工事監理に関する委託業務（以下「委託業務」という。）について、成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって企業並びに技術者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象は、原則として、1件の契約金額が100万円を超える委託業務とする。

(評定者)

第3条 前条の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次に掲げる検査職員、総括調査員及び主任調査員をいう。

評定者	
検査職員	参事(検査担当)又は当該委託業務を所掌する課の長が指定した職員
総括調査員	当該委託業務を主に担当する班長
主任調査員	当該委託業務を担当する職員

(評定の方法)

第4条 評定は委託業務ごと、評定者ごとに独立して、的確かつ公正に行うものとする。

2 評定の結果は、様式第1「建築工事監理委託業務成績評定表」（以下「評定表」という。）に記録するものとする。

(評定の時期)

第5条 第3条に規定する検査職員は委託業務の検査を実施の都度、同条に規定する総括調査員、主任調査員は委託業務が完了したとき、それぞれ評定を行うものとする。

(評定表の提出)

第6条 評定者は、評定を行ったときは、評定表を、遅滞なく、知事又はその委任を受けて契約の締結について権限を有する者（以下「契約担当者」という。）に提出するものとする。

(評定の結果の通知)

第7条 契約担当者は、前条の規定により評定表の提出を受けたときは、遅滞なく、評定の結果を当該委託業務の受注者に対して、様式第2により通知するものとする。

(評定の修正)

第8条 契約担当者は、前条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認め

られる場合は、修正しなければならない。

- 2 契約担当者は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該委託業務の受注者に通知するものとする。

(説明請求等)

第9条 前2条による評定の結果の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、書面により、契約担当者に対して評定の内容について説明を求めることができる。

- 2 契約担当者は、前項による説明を求められたときは、委託業務成績評定審査委員会の審議を経て、書面により回答するものとする。

- 3 前項の委託業務成績評定評価委員会は、「建設工事成績評定委員会設置及び運営要領」に基づき設置された建設工事成績評定評価委員会と兼ねることができるものとする。

附 則

この要領は、平成27年4月1日以降に契約した建築工事の工事監理委託業務から適用する。

附 則

この要領は、平成27年9月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月2日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年8月16日から適用する。

建築工事監理委託業務成績評定表

年 月 日

土木部都市局〇〇課

業 務 名	〇〇工事監理業務		
契 約 金 額	当初: ¥ 〇〇〇〇	最終: ¥ 〇〇〇〇	
履 行 期 間	当初: 〇〇年〇〇月〇〇日～ 〇〇年〇〇月〇〇日	最終: 〇〇年〇〇月〇〇日～ 〇〇年〇〇月〇〇日	
完 了 年 月 日	〇〇年 〇〇月 〇〇日		
完 了 検 査 年 月 日	年 〇〇月 〇〇日		
既 済 部 分 検 査 年 月 日	〇〇年 〇〇月 〇〇日		
契 約 相 手 方 住 所 氏 名	〇〇〇 〇〇〇 〇〇建築事務所 〇〇〇〇		
管 理 技 術 者 氏 名	〇〇 〇〇		
主 任 担 当 技 術 者 氏 名	〇〇 〇〇 (意匠)		
主 任 担 当 技 術 者 氏 名	〇〇 〇〇 (構造)		
主 任 担 当 技 術 者 氏 名	〇〇 〇〇 (電気設備)		
主 任 担 当 技 術 者 氏 名	〇〇 〇〇 (機械設備)		
総 括 調 査 員 所 属 ・ 氏 名	土木部都市局〇〇課	〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇
主 任 調 査 員 所 属 ・ 氏 名	土木部都市局〇〇課	〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇
主 任 調 査 員 所 属 ・ 氏 名	土木部都市局〇〇課	〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇
主 任 調 査 員 所 属 ・ 氏 名	土木部都市局〇〇課	〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇
完 了 検 査 職 員 所 属 ・ 氏 名	〇〇〇 〇〇〇	〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇
既 済 部 分 検 査 職 員 所 属 ・ 氏 名	〇〇〇 〇〇〇	〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇
①	調査職員完了評定点		点
②	第1回既済部分検査職員評定点		点
③	第2回既済部分検査職員評定点		点
④	検査職員完了評定点		点
⑤	検査職員評定点(②、③、④の平均)		点
⑥	調査職員評定点と検査職員評定点との総計 ⑥=①×0.8+⑤×0.2		点
⑦	技術提案の不履行や事故等による減点		点
⑧	履行又は損害賠償の請求の実施による減点		点
⑨	総合評定点 ⑨=⑥-⑦-⑧		点

様式第 2

番 年 月 日

〇〇〇 〇〇〇
〇〇建築事務所

代表取締役 〇〇〇〇殿

岡山県知事 〇〇 〇〇

建築工事監理委託業務成績評定通知書

貴社が受注した下記の業務について、岡山県建築工事監理委託業務成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送します。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は、下記のとおりです。

記

- | | |
|-----------|-------------------------------------------------|
| 1 業務名 | 〇〇工事監理業務 |
| 2 履行期間 | 〇〇年〇〇月〇〇日 ～ 〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 3 完了検査年月日 | 〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 4 評定点 | 〇〇点 |
| 5 問い合わせ先 | 〒700-8570
岡山県土木部都市局〇〇課 課長
電話 086-〇〇〇-〇〇〇〇 |

岡山県建築工事監理委託業務成績評定要領の運用

(評定の方法)

第1条 評定を行おうとする委託業務（以下「対象業務」という。）の評定は、別添の採点表を用いて行うものとし、評価項目、評価の視点及び評価細目の変更、追加、削除並びに配点の変更は行わないものとする。

(調査員の評定)

第2条 総括調査員及び主任調査員（以下、「調査員」という。）は、調査員評定点を作成する。調査員評定点の作成手順は下記による。

- 一 総括調査員は、採点表－1〔総括調査員用〕を用いて、総括調査員評定点を作成する。
- 二 主任調査員は、採点表－2－1〔主任調査員用〕を用いて、管理・統轄評定点を作成する。なお、対象業務の分野が建築、電気設備及び機械設備の2つ以上にわたる場合には、主たる分野を担当する主任調査員が、他の分野を担当する主任調査員の意見を反映し行うものとする。
- 三 主任調査員は、採点表－2－2〔主任調査員用〕を用いて、意匠、構造、電気設備及び機械設備の各分野評定点を作成する。
- 四 各分野評定点の合計は、各分野評定点に各分野比率を乗じて得た点の総計とし、少数点第二位を四捨五入する。なお、各分野比率は、表－1を参考として、合計が1.0になるように業務量に応じて比例配分する。なお、これに抛り難い場合には、業務量の積上げにより比率を算出することとする。

表－1 発注方法による各分野比率例

発注方法	建築		電気設備	機械設備
	意匠	構造		
建築・設備込み	0.42	0.18	0.20	0.20
建築のみ	0.70	0.30	—	—
設備のみ	—	—	0.50	0.50

五 主任調査員評定点は、第二号の管理・統轄評定点及び第四号の各分野評定点の合計に比率を乗じて得た点の総計とし、小数点第二位を四捨五入する。なお比率は、管理・統轄評定点0.2、各分野評定点の合計0.8とする。

六 調査員評定点は、第一号の総括調査員評定点及び第五号の主任調査員評定点に比率を乗じて得た点の総計とし、少数点第一位を四捨五入して整数にする。なお、比率は、総括調査員評定点0.2、主任調査員評定点0.8とする。

(検査職員の評定)

第3条 検査職員評定点の作成手順は下記による。

- 一 検査職員は、採点表－3 [検査職員用] を用いて、検査職員評定点を作成する。
検査職員評定点は、検査の都度作成する評定点の平均とする。
- 二 検査職員評定点は、少数点第一位を四捨五入して整数にする。

(総合評定点)

第4条 総合評定点の作成手順は下記による。

- 一 総合評定点は、調査員評定点及び検査職員評定点に比率を乗じて得た点の総計とし、少数点第一位を四捨五入して整数にする。なお、比率は、調査職員評定点0.8、検査職員評定点0.2とする。
- 二 対象業務の遂行中に受注者に起因する事故等が発生し、当該業務に関し指名停止等の措置を行った場合には、当該業務の総合評定点に対して、表－2を参考として－15点まで減点することができる。

表－2 受注者に起因する事故等が発生した場合の減点基準

区分	文書注意	指名停止1ヶ月まで	指名停止が1ヶ月を超える
減点	－5点	－10点	－15点

- 三 対象業務において、受注者に起因する契約の違反が発生し、債務の不履行又は債務の不履行と共に損害賠償の請求等の措置を行った場合には、当該業務の総合評定点に対して、表－3を参考として－20点まで減点することができる。また、総合評定点が採点された後に当該違反が発生した場合は、遡って減点を実施するものとする。

表－3 債務の不履行又は債務の不履行と共に損害賠償の請求等の措置を行った場合の減点基準

区分	履行請求又は履行請求共に損害賠償の実施	故意又は重大な過失により履行請求又は履行請求共に損害賠償の実施
減点	－10点	－20点

(集計表)

第5条 別添の集計表は、対象業務の受注者に対する評定の結果の説明に使用するものとする。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

岡山県建築工事監理委託業務成績評定 評価事項

評価項目		評価の視点
プロセス評価	専門技術力	目的と内容の理解 必要情報の把握 検討・確認項目、検討確認内容 打合せ資料の内容 十分な技術力
	管理技術力	実施手順、工程計画 実施体制 打合せ内容の理解、記録 内部関係者（業務委託者内）への情報伝達 工程管理
		ミス防止の実施
		当初工程計画の変更
	コミュニケーション力	理解しやすい説明・表現 円滑な業務遂行への努力
	取組姿勢 社会性	責任感の強さ、積極性
結果評価	施工計画の確認検討 施工図等の検討 工事の確認	目的の達成度 業務報告書等の的確な取りまとめ ミスの有無